

重 要 事 項 説 明 書

(令和 7 年 6 月 1 日現在)

1 事業者の概要

名称	一般社団法人発達うぼ国分寺
法人種別	一般社団法人
法人所在地	東京都国分寺市並木町一丁目 24 番地 51
電話番号	042-403-36121
代表者氏名	代表理事 首藤 紳夫
法人の沿革・特色	利用者が笑顔で集える放課後等デイサービスを目指す。
法人が所有する 営業所の種類・数	共同生活援助施設 1323700797 号（令和 2 年 6 月 1 日指定） 重症心身障害児通所施設 1353100272（令和 2 年 6 月 1 日指定）

2 事業所の概要

事業の種類	重症心身障害児通所施設
事業所の名称	えーる並木
事業所の所在地	東京都国分寺市並木町三丁目 3 番地 10
事業所の電話番号	042-349-6851
事業所番号	1353100306
事業所開設年月日	令和 5 年 5 月 1 日
事業所の敷地面積・ 延床面積	198.74 m ²
利用定員	5 名
主たる対象者	重症心身障害児
営業日、営業時間	月曜日~金曜日 10:00~17:00 土曜日・学校休業日 10:00~16:00
サービス提供日、提 供時間	月曜日~金曜日 14:00~17:00 土曜日・学校休業日 10:00~15:00
サービス提供地域	東京都国分寺市
事業の目的及び運営 方針	提供する重症心身障害児通所施設の質の評価を行い、常にその改善を図る。
自己評価の実施状況	毎年 4 月に行う
第三者評価の実施状 況	未実施
職員への研修の実施 状況	従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。

3 事業所の職員体制 ※児童発達支援(センターを除く)の場合の配置

職種	常勤(人)	非常勤 (人)	合計員数	資格等
管理者	1		1	看護師
児童発達管理責任者	1		1	看護師
看護職員		5	5	看護師
保育士	1	1	2	保育士
児童指導員		1	1	
指導員	1	1	2	介護福祉士
機能訓練担当職員		1	1	作業療法士

4 職員の勤務体制

職種	勤務体制	
管理者	勤務時間帯	午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分
児童発達管理責任者	勤務時間帯	午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分
保育士	勤務時間帯	午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分
看護職員	勤務時間帯	午後 1 時 00 分～午後 6 時 00 分
指導員	勤務時間帯	午後 1 時 00 分～午後 6 時 00 分
児童指導員	勤務時間帯	午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分
機能訓練担当職員	勤務時間帯	午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分

5 事業所の設備等の概要

設備の種類	部屋数	備 考
指導訓練室	1	余暇活動、創作活動、機能訓練等を行う。
事務室	1	利用者の個別支援計画等、個人情報の流失がないように鍵付き書庫を設置。
相談室	1	プライバシーを確保する。
介護用トイレ	1	介助に必要な広さを確保している利用者専用のもの。介護用ベッド・洗面台・汚物流しを設置。
トイレ	2	職員及び外部者共用で男女それぞれ 1 つずつ。洗面台を設置。
介護用浴室	1	介護用ストレッチャー及び浴槽を設置。

6 サービスの内容

①サービスの概要

サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という）及び利用児童の同意をいただきます。なお、作成した「個別支援計画」は保護者に交付いたします。

日常動作訓練	日常生活における ADL の向上及び基本的動作の指導を行います。
集団生活適応訓練	集団での活動プログラムを通して、集団生活適応への支援をします。
創作的活動	個々の能力に応じた創作活動を行います。
機能訓練	利用者及びその家族からの相談については誠意をもって対応し可能な限り必要な支援を行うように努めます。
相談及び支援	利用者及びその家族からの相談については誠意をもって対応し可能な限り必要な支援を行うように努めます。
送迎サービス	希望者に対して、個別支援計画に基づき送迎を行います。ただし、地域、時間帯、天候等によっては難しい場合もあります。

②主な行事について

月	行事	月	行事
4 月	オリエンテーション	10 月	
5 月		11 月	ハロウィン
6 月	お楽しみ食事会	12 月	クリスマス会

7月	夏祭り	1月	お正月遊び
8月	音楽会	2月	
9月		3月	進級祝い
通年行事		お誕生日会	

③利用者自己負担によるサービスについて

サービスの種類	内容
食事・おやつ	希望により食事・おやつの提供を行います。
創作活動	利用者が可能な工作など。

7 利用料金

①障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

区市町村が定める利用者負担上限月額（サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。

（主な給付費）

項目	単位数
放課後等デイサービス(重症心身障害) 授業終了後	1日につき 1771 単位
放課後等デイサービス(重症心身障害) 土曜日・学校休業日	1日につき 2056 単位
児童指導員等加配体制加算 (I) (保育士等を配置)	1日につき 374 単位
看護職員加配加算 (II)	1日につき 800 単位
福祉専門職員配置等加算 (I)	1日につき 15 単位
利用者負担上限額管理加算	1月につき 150 単位
欠席時対応加算 (月4回を限度とするが、重症心身障害で一定の要件を満たせば8回を限度とする。)	1日につき 94 単位
送迎加算 (重症心身障害児)	1回につき 40 単位
送迎加算 (重症心身障害児・医療ケア II 以上)	1回につき 80 単位
入浴支援加算 (1月につき8回を限度とする)	1日につき 70 単位

なお、サービス提供に要する額として、事業者が保護者に代わり区市町村から受領した障害児通所給付費の額については、書面にて保護者にその都度通知します。

②利用者自己負担によるサービスについて

食事・おやつ代	1回あたり食事 500 円、おやつ 100 円（実費相当額）
創作活動にかかる材料費	創作活動にかかる材料費の実費

このほか、利用児童の事情により必要となる嗜好品等は、その実費について負担していただきます。

③欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、欠席時対応加算を算定させていただきます。

8 支払方法

上記利用料金の支払いは、1 か月ごとに計算し、翌月 20 日までに請求しますので、翌月末までにお支払いください。支払いは、①については原則として自動口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。②については現金でのお支払いください。

9 利用者の記録及び情報の管理等

① 事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から 5 年間保管します。閲覧希望の際にはお申出ください。

② 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

10 ご利用に際し留意していただきたい事項

喫煙	全館禁煙です。
設備・器具の利用	設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想、信仰は自由ですが、施設内での他者に対する布教活動等のご遠慮ください。
貴重品の管理	保護者の責任において管理していただきます。 なるべく貴重品はお持込にならないようにお願いします。

11 緊急時の対応方法

利用者の状態急変時には、速やかに緊急連絡先への連絡を行います。

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

12 協力医療機関

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	くまさんこどもクリニック
所在地	東京都国分寺市南町 3 丁目 22 番地 27
電話番号	042-312-4358

13 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「非常災害対応マニュアル」に従って対応します。
防火管理責任者	首藤 紳夫
避難訓練	利用者も参加の上、年 1 回実施します。
防災設備	・ ABC 粉末消火器 3 台

1 4 虐待防止のための措置に関する事項

事業所の従業者は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしません。

①虐待の防止に関する責任者を選任します。

虐待防止に関する責任者	首藤 紳夫
-------------	-------

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決の体制を整備しています。

④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

1 5 この契約に関する相談・苦情窓口及び当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	首藤 紳夫
電話番号	090-4452-3931
受付時間	10:00～18:00

なお、当事業所では苦情対応について独自の取り組みを行っています。

同様の苦情、事故が起こらないように、苦情処理の内容を記録し、従業者に周知するとともに「苦情処理マニュアル」を作成し、研修などの機会を通じて再発防止に努め、サービスの質の向上を目指します。

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	国分寺市役所 障害福祉課
電話番号	042-325-0111
受付時間	月～金曜日 9:00～17:00

担当部署	立川市役所 障害福祉課
電話番号	042-524-5773
受付時間	月～金曜日 9:00～17:00

担当部署	昭島市障害者虐待防止センター
電話番号	042-519-4448
受付時間	月～金曜日 9:00～17:00

担当部署	東村山市役所 障害支援課
電話番号	042-393-5111
受付時間	月～金曜日 9:00～17:00

担当部署	国立市役所 しょうがいしゃ支援課
電話番号	042-576-2121
受付時間	月～金曜日 9:00～17:00

担当部署	東大和市役所 障害福祉課
電話番号	042-563-2111
受付時間	月～金曜日 9:00～17:00

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金曜日 9:00～17:00

重症心身障害児放課後等デイサービスを利用するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

(所在地) 東京都国分寺市並木町一丁目 24 番地 51

(法人名) 一般社団法人発達ラボ国分寺

(代表者名) 代表理事 首藤 紳夫 印

(事業所名) えーる並木

(説明者) 印

私は本書面により、これから利用する重症心身障害児放課後等デイサービスの重要な事項について、事業者から説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用児童

(氏名)

保護者

(住所)

(氏名) 印

(続柄)